

長崎県北部海区漁業調整委員会情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、長崎県北部海区漁業調整委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、長崎県北部海区漁業調整委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 適用範囲

(1) 組織の範囲

本基本方針が適用される組織は、長崎県北部海区漁業調整委員会とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

長崎県北部海区漁業調整委員会事務局職員が業務において利用する、知事部局が管理運営する県庁 LAN 及び当該 LAN に接続される情報システム並びに端末については、その管理及び運営は知事部局が別に定めるところによるものとし、本基本方針は、当該情報資産を利用して取り扱う長崎県北部海区漁業調整委員会の情報の取扱いについて適用するものとする。

4. 情報セキュリティ基本方針の準用

本基本方針に関するその他の項目については、長崎県情報セキュリティ基本方針の例による。

5. 情報セキュリティ対策基準の策定

情報セキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準については、別途定める。

附則

(施行期日)

1 基本方針は、令和8年4月1日から施行する。